

一般会計歳出 183億9481万円

特別・企業会計歳出 65億8133万円

会 計		歳入（収入）	歳出（支出）	差引額
一般会計		187億7935万円	183億9481万円	3億8454万円
特別 会計	国民健康保険	43億3530万円	43億1745万円	1785万円
	後期高齢者医療事業	4億8661万円	4億8554万円	107万円
	土地区画整理事業	5億7920万円	5億1707万円	6213万円
下水道 事業 会計	収益的収入及び支出(※1)	6億1117万円	5億5754万円	5363万円
	資本的収入及び支出(※2)	5億4585万円	7億373万円	-1億5788万円
合 計		65億5813万円	65億8133万円	-2320万円

(※1) 収益的収入及び支出予算とは、料金収入などの営業活動から得られる収入を収益的収入といい、給与、減価償却、利息などの必要経費を収益的支出といいます。

(※2) 資本的収入及び支出予算とは、固定資産を取得する財源である国庫補助金、負担金、企業債を資本的収入といい、建設改良費や企業債の元金償還金を資本的支出といいます。

監査委員の意見

代表監査委員

翁長 朝常

議会選出監査委員

金城 憲治

審査期間

7月1日から8月21日

財政は健全に運営

実質収支額は黒字決算であった。

【事務処理等】

建物貸付料等の請求漏れがあった。
原因究明と再発防止に努められたい。

【保険給付費の抑制】

財政支援措置を引き続き国・県に強く要望されたい。

【土地建物の賃借について】

賃貸契約書について適切に保管されるよう要望する。

【出資・出捐金について】

残高証明等による年度末現在高の確認を行い出資・出捐金の把握に努められたい。

条例の制定・改正で何が変わるの？

行政手続きのオンライン化へ

新規

◇南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

町民の利便性向上と行政運営の効率化を目的として、書面により申請や届出等を行う必要がある行政手続きをオンラインでも行えるようにするための条例です。

災害時の排水設備等工事を柔軟に

改正

◇南風原町下水道条例の一部を改正する条例

◇南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

災害その他非常の場合において、町の指定工事店だけでは工事業者が不足することを想定し、他の市町村長が指定する指定工事店でも、町内の排水設備等の工事を可能にするための条例の改正です。